

15. コミュニティ活動に関する細則

スペリア佐屋管理組合管理規約に基づき「コミュニティ活動に関する細則」を次の通り定める。

(目的等)

第1条 本細則は、スペリア佐屋の区分所有者及び同居者相互の親睦と福祉を増進し、明るく住みやすいマンションづくりを目的とし、次に掲げる業務を行う。

- 1、イベント活動。
- 2、行政、及び地域に関する業務。
- 3、資源ごみ等廃棄物に関する業務。
- 4、集会室に関する業務。
- 5、備品貸し出しに関する業務。
- 6、住民用の掲示板に関する業務。
- 7、管理組合及び行政・地域が発行する配布物に関する業務。
- 8、必要に応じ葬儀の手伝い。
- 9、その他、コミュニティに関する業務。

(役員構成)

第2条 前条の業務を遂行するために、次の役員を置く。

- 2、役員は理事会に於いて選任される。
- 3、コミュニティ部の運営はコミュニティ担当役員と、別に定める班長によって構成する。
- 4、コミュニティ部は次の役員を置き運営する。

一 部長	1名
二 副部長	若干名
三 会計担当	1名
四 運営委員	若干名
- 5、部長、副部長、会計担当は管理組合役員が兼務する。
- 6、運営委員は管理組合役員及び班長より選出する。

(役員職務)

第3条 部長はコミュニティ部を代表する。

- 2、副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3、会計は、コミュニティ部の会計を担当する。
- 4、運営委員は部長の命を受け、全体部会から次の部会までの運営にあたる。
- 5、部長は必要に応じ専門委員会を設けることができる。

(任期)

第4条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(担当)

第5条 第1条の目的達成のために次の担当を置く。

- 一 イベント担当
- 二 回覧物担当
- 三 資源ごみ担当
- 2、各担当にはそれぞれ、担当部長、副担当部長を選任する。

(総会)

第6条 コミュニティ総会は毎年4月に開催し、第1条に関する年間計画及び第5条の担当を決める。

- 2、部長は必要に応じて、イベント前に総会を招集し、イベント内容、イベント予算等の承認を得る。
- 3、その他、部長は必要に応じて各運営委員会及び総会を招集することができる。

(会計等)

第7条 このコミュニティ部の経費は、管理組合が徴収するコミュニティ費、及び寄付金並びに、その他の収入をもって充てる。

- 2、区分所有者及び、その同居者が死亡した時は香典(5000円)をおくる。
- 3、管理組合が認定した団体に補助金をおくることができる。
- 4、コミュニティ部会計は管理組合会計に組み入れるが、独自に予算・決算を行い、管理組合の会計監査を経て総会に報告し承認を得る。
- 5、予算の過不足により余剰又は不足が生じた場合は、総会の承認を得て管理組合の会計への繰り入れ、又は管理組合会計から負担することができる。

(班長の選任)

第8条 別表により班長を選任する。

- 2、班長は輪番制とし1年交替とする。
- 3、班長の任期は、5月1日より翌年4月末日までの1年間とする。

(その他)

第9条 部長は、定期的にコミュニティ部活動について理事会に報告し必要事項は承認を求めるものとする。

(細則の改廃)

第10条 この細則の改廃は、総会出席者の過半数で決する。

(発効)

第11条 この細則は、平成17年3月26日より発効する。

平成20年3月30日

一部変更